

計算の基礎を明らかにした書類を添付して、平成二十八年六月三十日までに、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した前項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。
国土交通大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。
国庫納付金は、平成二十八年七月十日までに納付しなければならない。
国庫納付金は、一般会計（改正法附則第十六条の規定による廃止前の独立行政法人交通安全環境研究所法第十二条第三号及び第四号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理における国庫納付金にあつては、自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定）に帰属する。
登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

（機構が承継する資産に係る評価委員の任命等）

第二十五条 改正法附則第十二条第二項の評価委員は、次に掲げる者につき国土交通大臣が任命する。
一 財務省の職員 一人
二 国土交通省の職員 一人
三 機構の役員（平成二十八年三月三十一日までの間は、交通安全環境研究所の役員） 一 人

四 学識経験のある者 二人

3 改正法附則第十二条第二項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

（機構の役員又は職員についての依頼等の規制等に関する経過措置）

第二十六条 機構についての独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政

政令（次項において「共通事項政令」という。）

第十三条の規定の適用については、同条第二号中「」の総額」とあるのは、「以下この号において単に「契約」という。」の総額（以下この号において「機構契約総額」という。）又は道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十四号）附則第十一条第一項の規定により解散した旧独立行政法人交通安全環境研究所（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）との間に締結した契約の総額（以下この号において「旧研究所契約総額」という。）と、「当該契約の総額」とあるのは、「機構契約総額又は旧研究所契約総額」とする。

改正法施行日の前日の属する年度（共通事項政令第十七条に規定する年度をいう。以下この項において同じ。）に交通安全環境研究所の理事長に対してされた通則法第五十条の六の規定による届出並びに同年度に交通安全環境研究所の理事長が講じた通則法第五十条の八第一項及び第二項の措置の内容に係る同条第三項の規定による報告については、機構の理事長が行うものとする。

（施行期日）

附 則 抄

（施行期日）

二号 附 則 （平成三十一年一月二六日政令第一

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二十五条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（国有財産の無償使用の申請に関する経過措置）

2 自動車検査独立行政法人の理事長は、この政令の施行の日前においても、第二十一条第一項の国有財産の無償使用の申請を行うことができない。この場合において、当該申請は、この政令の施行の日において、機構の理事長がした同条第二項の規定による申請とみなす。

（国有財産の無償使用の申請に関する経過措置）

3 独立行政法人自動車技術総合機構の理事長は、この政令の施行の日前においても、この政令による改正後の道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行

に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第二十一条第三項の国有財産の無償使用の申請を行うことができる。